

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

令和元年12月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

令和元年 1 2 月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 0 0 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議案第 1 0 1 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	2
議案第 1 0 2 号	附属機関設置条例の新旧対照表 木更津市行政手続条例の新旧対照表	3
議案第 1 0 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	6
議案第 1 0 4 号	木更津市税条例の新旧対照表	7
議案第 1 0 5 号	木更津市農林業災害復旧事業分担金条例の新旧対照表	8
議案第 1 0 6 号	木更津市営住宅設置管理条例の新旧対照表	9
議案第 1 0 7 号	貸付理由等概要	1 2
議案第 1 0 8 号	貸付理由等概要	1 3
議案第 1 0 9 号	譲渡理由等概要	1 4
議案第 1 1 0 号	貸付理由等概要	1 5
議案第 1 1 1 号	木更津市民会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市民会館指定管理者候補者選定評価結果表	1 6
議案第 1 1 2 号	木更津市市民活動支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表	1 9

議案第 1 1 3 号	木更津市健康増進センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市健康増進センター指定管理者候補者選定評価結果表	2 2
議案第 1 1 4 号	変更契約金額表及び空調機の設置数概要	2 4
議案第 1 1 5 号	位置図	2 5
議案第 1 1 6 号	認定する市道路線の位置図	2 6

議案第 1 0 0 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 小 川 雅 義

生年月日

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
2 9	9	9	人権相談 9 日・3 1 件
3 0	1 1	1 1	人権相談 1 1 日・3 6 件
元	6	6	人権相談 6 日・1 9 件

議案第 1 0 1 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 安 田 正 幸

生年月日

(経 歴)

新旧対照表

○議案第102号 木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（附則第2項関係）

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年9月28日 条例第28号						昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関 名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関 名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市 庁舎整備 検討委員 会	本市の庁舎整備 基本構想及び基 本計画の見直し について調査審 議し、必要な事 項を市長に答申 し、又は建議す ること。	委員 長 副委 員長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 公募	10人以 内	2年	木更津市 庁舎整備 検討委員 会	本市の庁舎整備 基本構想及び基 本計画の見直し について調査審 議し、必要な事 項を市長に答申 し、又は建議す ること。	委員 長 副委 員長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 公募	10人以 内	2年
木更津市 公募対象 公園施設 設置等予 定者選定 委員会	公募対象公園施 設の設置等予定 者の選定につい て調査審議し、 必要な事項を市 長に答申し、又 は建議するこ と。	委員 長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 市の職 員	7人以 内	2年	木更津市 あけぼの 園民営化 事業者選 定委員会	民営化する木更 津市あけぼの園 の事業者の選定 について調査審 議し、必要な事 項を市長に答申 し、又は建議す ること。	委員 長 副委 員長 委員	1 学識経 験者 2 木更津 市あけぼ の園の利 用者の保 護者等を 代表する 者 3 市の職	10人以 内	1年

			員		
木更津市 公募対象 公園施設 設置等予 定者選定 委員会	公募対象公園施設 の設置等予定 者の選定につい て調査審議し、 必要な事項を市 長に答申し、又 は建議するこ と。	委員 長 委員	1 学識経 験者 2 関係団 体を代表 する者 3 市の職 員	7 人以 内	2 年

新旧対照表

○議案第 1 0 2 号 木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（附則第 3 項関係）

新	旧
木更津市行政手続条例 平成 9 年 3 月 26 日 条例第 2 号 （適用除外） 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章の 2 までの規定は、適用しない。 （1）・（2） 略 （3） 保育所、老人福祉施設、身体障害者福祉センターその他福祉施設において福祉、訓練及び指導の目的を達成するために、通所者、入所者又はその保護者に対して行われる行政指導 （4）～（9） 略 2 略	木更津市行政手続条例 平成 9 年 3 月 26 日 条例第 2 号 （適用除外） 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章の 2 までの規定は、適用しない。 （1）・（2） 略 （3） 保育所、老人福祉施設、<u>福祉作業所</u>及び身体障害者福祉センターその他福祉施設において福祉、訓練及び指導の目的を達成するために、通所者、入所者又はその保護者に対して行われる行政指導 （4）～（9） 略 2 略

新旧対照表

○議案第 1 0 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新			旧		
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年 3 月30日 条例第 8 号 別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 5 条第 3 項） (単位：円)			特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年 3 月30日 条例第 8 号 別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 5 条第 3 項） (単位：円)		
職名	種別	報酬額	職名	種別	報酬額
略			略		
投票管理者	日	<u>12, 800</u>	投票管理者	日	<u>12, 300</u>
期日前投票所投票管理者	日	<u>11, 300</u>	期日前投票所投票管理者	日	<u>11, 200</u>
略			略		
不在者投票外部立会人	日	<u>10, 900</u>	不在者投票外部立会人	日	<u>10, 700</u>
	時間	<u>1, 282</u> (ただし、一の日の報酬額は <u>10, 900</u> 円を限度とする。)		時間	<u>1, 258</u> (ただし、一の日の報酬額は <u>10, 700</u> 円を限度とする。)
略			略		

新旧対照表

○議案第 1 0 4 号 木更津市税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 (法人税割の税率) 第34条の 4 法人税割の税率は、100分の6とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人に対する法人税割の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。</u> <u>(1) 資本金等の額（法人税法第 2 条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下この条において同じ。）が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 100分の8.4</u> <u>(2) 資本金等の額が 5 千万円を超え 1 億円以下の法人 100分の7.2</u> <u>3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第321条の 8 第 1 項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第 4 項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額とする。</u> (入湯税の課税免除) 第147条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。 (1) 年令12才未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加している者並びに当該行事における引率者及び介添者 <u>(4) 市長が指定した災害の被災者及びその介添者並びに復興支援を行う者（市長が指定する期間内の入湯に限る。）</u>	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 (法人税割の税率) 第34条の 4 法人税割の税率は、100分の6とする。 (入湯税の課税免除) 第147条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。 (1) 年令12才未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加している者並びに当該行事における引率者及び介添者

新旧対照表

○議案第105号 木更津市農林業災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市農林業災害復旧事業分担金条例 平成20年9月30日 条例第43号 (趣旨) 第1条 この条例は、市が国又は県の補助金の交付を受けて実施する農地、<u>農業用施設及び林地の災害復旧事業に係る必要な費用に充てるため、当該事業により利益を受ける者から徴収する分担金について、必要な事項を定めるものとする。</u> (対象事業) 第2条 分担金の徴収の対象となる事業は、国又は県の補助金の交付を受けて実施する次に掲げる事業とする。 (1) 農地農業用施設災害復旧事業 (2) 略 (受益者の範囲) 第3条 この事業における受益者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) 農地農業用施設災害復旧事業 農地農業用施設災害復旧事業により利益を受ける者 (2) 略	木更津市農林業災害復旧事業分担金条例 平成20年9月30日 条例第43号 (趣旨) 第1条 この条例は、市が国又は県の補助金の交付を受けて実施する農地及び林地の災害復旧事業に係る必要な費用に充てるため、当該事業により利益を受ける者から徴収する分担金について、必要な事項を定めるものとする。 (対象事業) 第2条 分担金の徴収の対象となる事業は、国又は県の補助金の交付を受けて実施する次に掲げる事業とする。 (1) 農地農業用施設災害復旧事業<u>(農地の災害復旧事業に限る。)</u> (2) 略 (受益者の範囲) 第3条 この事業における受益者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) 農地農業用施設災害復旧事業 <u>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第2条第1項に規定する農地について権利を有する者で、農地農業用施設災害復旧事業により利益を受ける者</u> (2) 略

新旧対照表

○議案第106号 木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市営住宅設置管理条例 平成9年9月23日 条例第15号 (公募の例外) 第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1)～(3) 略 (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u> (5)～(7) 略 (入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。))にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) その者の政令月収がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 <u>259,000円</u>	木更津市営住宅設置管理条例 平成9年9月23日 条例第15号 (公募の例外) 第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1)～(3) 略 (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却 (5)～(7) 略 (入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。))にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) その者の政令月収がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 <u>214,000円</u>

イ 略 (3)～(6) 略 2 略 (入居者資格の特例) 第7条 略 2 <u>法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u> (住宅入居の手続) 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市長が適当と認める<u>連絡先となるもの</u>の連署する請書を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>連絡先となるもの</u>の連署を必要としないことができる。 4～6 略 (収入の申告等) 第16条 略 2 略 3 市長は、第1項の規定による収入の申告<u>又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入</u>に基づき、政令月収を認定し、当該政令月収を入居者に通知するものとする。 4 略 (敷金) 第20条 略 2 略 3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行し</u>	イ 略 (3)～(6) 略 2 略 (入居者資格の特例) 第7条 略 (住宅入居の手続) 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人</u>の連署する請書を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>保証人</u>の連署を必要としないことができる。 4～6 略 (収入の申告等) 第16条 略 2 略 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、政令月収を認定し、当該政令月収を入居者に通知するものとする。 4 略 (敷金) 第20条 略 2 略
---	---

<u>ないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができる。</u>	
4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u>	3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u>
5 略 (修繕費用の負担)	4 略 (修繕費用の負担)
第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>その修繕に要する費用を入居者が負担するものとして市長が規則で定めるものを除いて、市の負担とする。</u>	第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 <u>(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u> は、市の負担とする。
2 略 (入居者の費用負担義務)	2 略 (入居者の費用負担義務)
第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>前条第1項により市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用</u> (住宅の明け渡し請求)	第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) 略 (4) 前条第1項に<u>規定するもの</u>以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (住宅の明け渡し請求)
第41条 略	第41条 略
2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。	2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>年5%の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
4 略	4 略

議案第107号 貸付理由等概要

1 貸付理由

木更津市福祉作業所（木更津市あけぼの園）の運営を公募により選定された社会福祉法人佑啓会に移管するにあたり、当該法人が計画的で安定した事業運営を行い、質の高い障害福祉サービスを提供するためには、福祉作業所の所在する土地を適正な対価なくして貸し付ける必要があるため。

2 適正な貸付額

年額1,923,480円

3 位置図



1 貸付理由

中郷中学校跡地を公募により選定されたローヴァーズ株式会社に貸し付けるにあたり、市民の健康増進、生涯スポーツ推進など、スポーツを中心とした地域の活性化を図る事業を安定して推進するためには、当該土地を適正な対価なくして貸し付ける必要があるため。

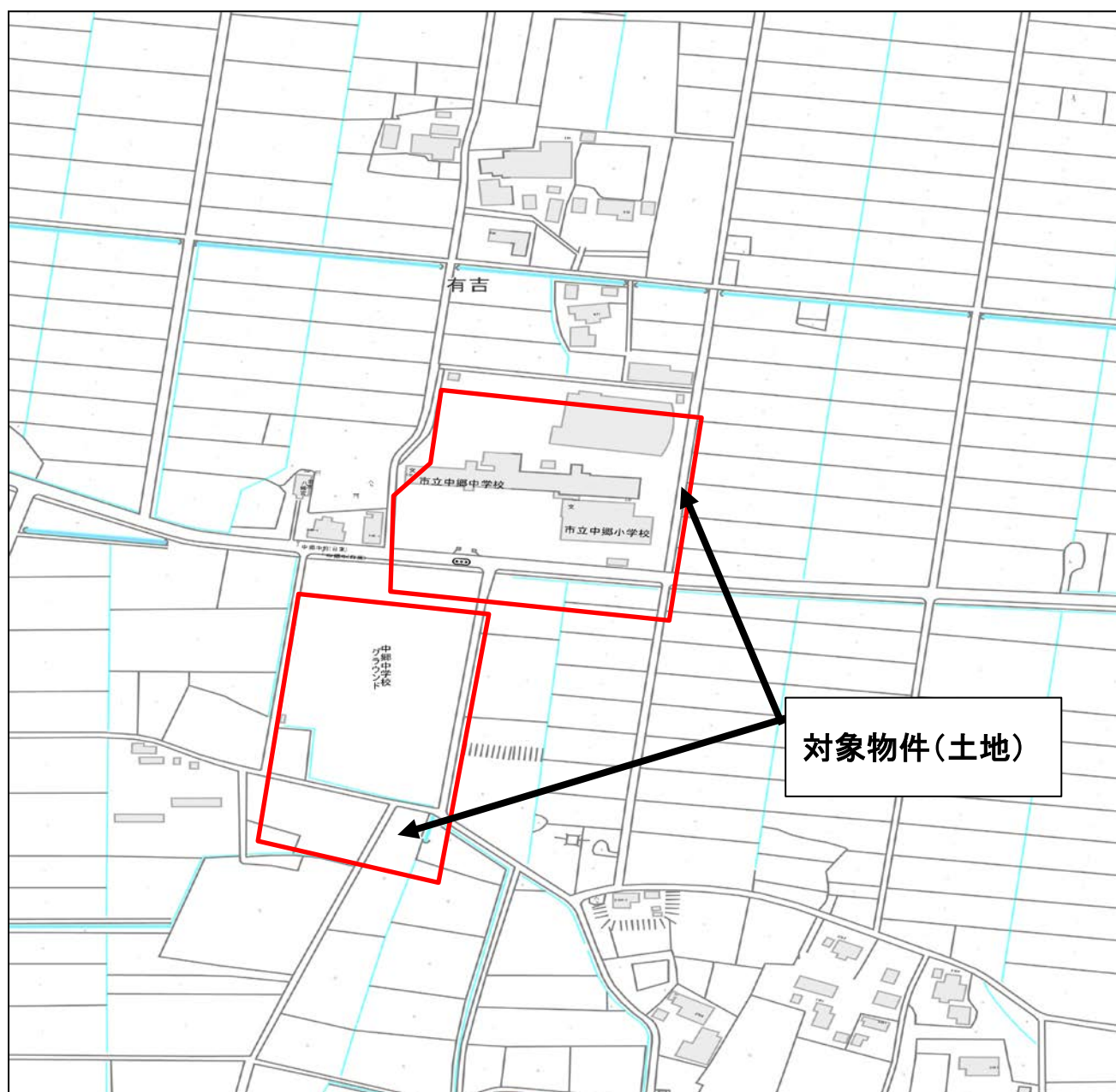
2 適正な貸付額

年額4,853,100円

3 用途地域

指定なし（市街化調整区域）

4 位置図



議案第109号 譲渡理由等概要

1 譲渡理由

木更津市福祉作業所（木更津市あけぼの園）の運営を公募により選定された社会福祉法人佑啓会に移管するにあたり、当該法人が計画的で安定した事業運営を行い、質の高い障害福祉サービスを提供するためには、福祉作業所の建物を無償で譲渡する必要があるため。

2 建物の評価額

53,119,804円

3 位置図



議案第110号 貸付理由等概要

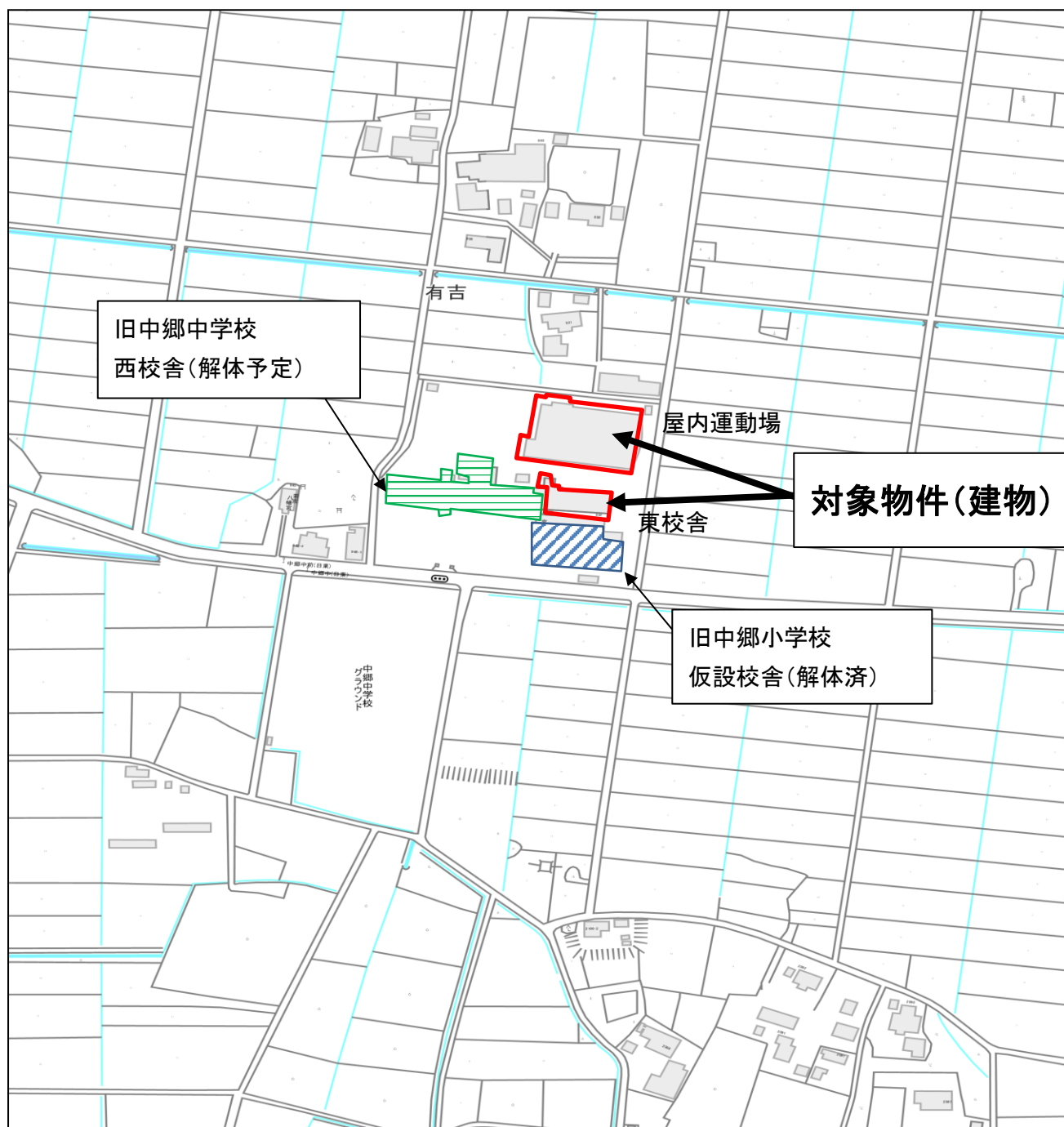
1 貸付理由

中郷中学校跡地を公募により選定されたローヴァーズ株式会社に貸し付けるにあたり、市民の健康増進、生涯スポーツ推進など、スポーツを中心とした地域の活性化を図る事業を安定して推進するためには、当該建物を無償で貸し付ける必要があるため。

2 適正な貸付額

年額36,058,440円

3 位置図



議案第 111 号 （木更津市民会館の指定管理者の指定について）

木更津市民会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号
名 称	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代 表 者 名	代表取締役 橋本 鉄司
設 立	平成 29 年 4 月 3 日
資 本 金	100,000,000 円
従 業 員 数	役員 6 名 従業員 248 名
事 業 内 容	1 地方自治法に基づく指定管理者制度によるスポーツ施設、教育・文化・研究施設、医療・社会福祉施設等の公共施設の管理・運営業務 2 PFI 事業の受託及びSPCへの出資 3 文化ホール施設の管理・運営業務 4 コンベンション事業及びコンベンション誘致業務 5 コンサート・演劇等の興行及びカルチャー教室の経営 6 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理業務 7 ビルメンテナンス及び運営サービスに関する次の業務 (1) 建物室内、外壁清掃管理業務 (2) 設備運転管理監視業務 (3) 空調・給排水・消防設備等の保守、点検、管理業務 (4) 工事営繕業務 (5) 空気・照度・騒音等の環境測定、分析業務 (6) ねずみ・害虫等の防除業務 (7) 警備保安業務 (8) 受付・案内・電話交換業務 (9) ホテル客室整備業務 8 次の業務に関するコンサルタント業務 (1) 不動産の有効活用

- (2) 建築・土木関係建設
- (3) ビルの経営及び運営管理
- (4) 不動産投資に関する助言
- 9 飲食店の経営並びに飲料・食料品の加工販売
- 1 0 物品の卸並びに小売
- 1 1 設備機器類の販売・施工
- 1 2 上記各号に附帯する一切の業務

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	株式会社ケイミックスパ ブリックビジネス	団体A
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	90 点(10 点× 9 人)	74	56
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	90 点(10 点× 9 人)	68	53
	小 計	180 点(20 点× 9 人)	142	109
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	36 点(4 点× 9 人)	28	22
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	36 点(4 点× 9 人)	27	23
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	36 点(4 点× 9 人)	28	25
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	36 点(4 点× 9 人)	24	24
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	36 点(4 点× 9 人)	29	22
	(6) 施設管理の安全性への配慮について 災害時及び施設のトラブル等に対する防止策及び対応策	54 点(6 点× 9 人)	44	29
	(7) 事業計画の実現可能性について	36 点(4 点× 9 人)	30	24
	(8) 指定管理料の相対的評価について	180 点(20 点× 9 人)	171	180
	小 計	450 点(50 点× 9 人)	381	349
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	45 点(5 点× 9 人)	40	32
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	45 点(5 点× 9 人)	38	31
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	45 点(5 点× 9 人)	37	31
	(4) 団体の安定性、継続性について	90 点(10 点× 9 人)	68	68
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	45 点(5 点× 9 人)	35	34
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	45 点(5 点× 9 人)	35	32
	(7) 収支計画の実現可能性について	45 点(5 点× 9 人)	35	33
	小 計	360 点(40 点× 9 人)	288	261
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 木更津市の文化芸術振興への寄与	45 点(5 点× 9 人)	34	29
	(2) 社会的弱者への対応について	45 点(5 点× 9 人)	34	30
	小 計	90 点(10 点× 9 人)	68	59
合 計 点 数		1,080 点(120 点× 9 人)	879	778
加 点		加点なし	—	—
総 合 計 点 数		(合計点数+加点)	879	778

議案第 1 1 2 号 (木更津市市民活動支援センターの指定管理者の指定について)

木更津市市民活動支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	千葉県木更津市築地 1 番地 1 君津製鐵所ビジネスセンター 1 1 3 号
名 称	三幸株式会社 南総営業所
代 表 者 名	所長 佐々木 豊
設 立	昭和 3 0 年 4 月 2 2 日
資 本 金	1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
従 業 員 数	役員 9 名 従業員 1, 5 4 2 名
事 業 内 容	1 ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング 2 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 3 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務 4 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務 5 産業廃棄物処理業及び廃品処理業 6 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負 7 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売 8 建築一式工事の請負 9 塗装工事業 1 0 管工事及び管清掃業 1 1 電気設備の総合試験検査及び電気工事請負 1 2 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務 1 3 警備業及び駐車場の運営管理 1 4 労働者派遣事業 1 5 各種物品製造の請負 1 6 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理 1 7 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負 1 8 売店の経営 1 9 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品

の販売

- 2 0 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲料水、酒類の自動販売機の管理・運営
- 2 1 プール監視に関する業務
- 2 2 保育所における保育業務及びその補助
- 2 3 マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務
- 2 4 実験用動物の飼育、管理及び補助業務
- 2 5 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務
- 2 6 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置・原子力関連装置の工事管理
及び運転管理
- 2 7 公共交通機関の工事管理及び運転管理
- 2 8 翻訳業務及び通訳業務
- 2 9 建物の総合保守管理・各種清掃、省エネルギーに関する研修講座の企画
及び運営
- 3 0 給食サービス業
- 3 1 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル
- 3 2 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピューターソフト
ウェアの企画、開発及び販売
- 3 3 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査
- 3 4 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業務
- 3 5 不動産売買の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動産情報の
斡旋、仲介
- 3 6 指定管理者業務
- 3 7 指定管理者業務に係るイベントの企画運営
- 3 8 スポーツ及び文化教室の企画運営
- 3 9 スポーツ用品の販売及び修理
- 4 0 その他適法な一切の事業

議案第 1 1 2 号 木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか(2) 利用者の平等な利用の確保について	9 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について (8) 指定管理料の相対的評価について	9 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	9 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 市民活動を総合的に推進し、かつ活発化するための自主事業の取り組みについて (3) 市民活動に関する相談業務を円滑かつ有効的に遂行できる人材について (4) 市民活動を担う人材育成の推進について (5) 市民活動団体相互の間又は市民活動団体と関係機関との間の交流等の連携及び促進について	9 人	0 人
総合評価		9 人	0 人

※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 113 号 （木更津市健康増進センターの指定管理者の指定について）

木更津市健康増進センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地
名 称	株式会社明治スポーツプラザ
代 表 者 名	代表取締役 後藤 聖治
設 立	平成 2 年 7 月 5 日
資 本 金	100,000,000 円
従 業 員 数	役員 11 名 従業員 1,018 名
事 業 内 容	1 プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場などのスポーツ施設・レジャー施設の経営 2 スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルタント業務 3 スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 4 運動プログラムの提供及び指導 5 食堂喫茶の経営 6 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水などの食料品の販売 7 スポーツ用品、旅行用バッグなどのレジャー用品、書籍、日用雑貨の販売 8 スポーツトレーニング器具類の販売 9 不動産の賃貸及び管理 10 旅行業法に基づく旅行業者代理業 11 前各号の業務に関連または付随する事業

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準		配 点	株式会社 明治スポーツプラザ	団体A
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか		90 点(10 点× 9 人)	74	45
	(2) 利用者の平等な利用を図るための具体的な方策 ・市民等の平等な利用の確保が図られる内容となっているか		90 点(10 点× 9 人)	70	42
	小 計		180 点(20 点× 9 人)	144	87
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	利用者のサービス向上を図るための具体的な方策	(1) 健康増進センターの利用者サービスの向上や利用促進に対する取組みは適切かつ実現可能な内容となっているか	180 点(20 点× 9 人)	152	90
		(2) 施設の設置目的との適合性は図られているか	180 点(20 点× 9 人)	146	96
		(3) 地域住民や関係機関との連携が図られているか 利用者の要望、または苦情処理やトラブルへの対応は適切か	90 点(10 点× 9 人)	68	45
		(4) 自主事業は独創的で魅力的な実現性の高い提案となっているか	180 点(20 点× 9 人)	132	78
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現性及び可能性	(5) 日常的な施設の安全管理や使用者の安全確保の具体的な方策が立てられているか	90 点(10 点× 9 人)	70	48
		(6) 施設・設備等の維持管理を適正に実現できる具体的な計画が立てられているか	90 点(10 点× 9 人)	73	42
	効率的な運営の確保	(7) 経費節減を図るための具体的な方策の提案、実現可能性について	90 点(10 点× 9 人)	73	45
	小 計		900 点(100 点× 9 人)	714	444
	3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	施設管理への意欲・熱意について	施設管理への意欲・熱意はあるか	45 点(5 点× 9 人)	40
運営の透明性、公平性について		誰もが利用しやすく、公平で透明性の高い運営を行えるか	45 点(5 点× 9 人)	37	29
団体の安定性、継続性について		財政状況は健全であり、業務を確実に行える経営的に安定している団体であるか	90 点(10 点× 9 人)	71	48
収入支出の積算と管理計画の整合性・実現性について		実現可能な事業計画であり、予算規模や内容が計画にそっていて適切か	90 点(10 点× 9 人)	71	42
職員構成、職員数、職員採用・確保方法、研修(育成)体制等		業務を円滑に推進できる職員等の配置や業務分担がなされ、また、職員等の指導育成や研修体制は十分であるか	45 点(5 点× 9 人)	36	28
他の団体と比較した費用対効果		提案された事業規模や計画が適切であり、加えて経費の面からみて優位か	180 点(20 点× 9 人)	130	78
類似施設の運営実績		施設管理にどの程度実績があり、良好な管理運営が期待できるか	45 点(5 点× 9 人)	37	30
小 計		540 点(60 点× 9 人)	422	285	
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)		社会的弱者への配慮	社会的弱者に対する配慮に関して、具体的な提案がなされているか	90 点(10 点× 9 人)	68
	危機管理計画	事故や災害発生時の危機管理にかかる意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか	90 点(10 点× 9 人)	72	48
	小 計		180 点(20 点× 9 人)	140	96
合 計 点 数			1,800 点(200 点× 9 人)	1420	912
加 点			加点なし	—	—
総 合 計 点 数			合計点数+加点	1420	912

議案第 1 1 4 号 変更契約金額表及び空調機の設置数概要

○変更契約金額

木更津市立小中学校空調整備事業		
契約金額	当 初	1, 3 1 2, 2 0 0, 0 0 0 円
	変 更	1, 3 6 5, 0 0 0, 0 0 0 円
差 額		5 2, 8 0 0, 0 0 0 円

○空調追加施設概要

(1) 普通教室

学校名		空調機の設置数	備考
1	清見台小学校	1	平成31年4月1日の児童・生徒数による若干の変動によるもの（当初の契約金額の範囲内）
2	祇園小学校	1	
3	畑沢小学校	1	
4	清川中学校	1	
合計		4	

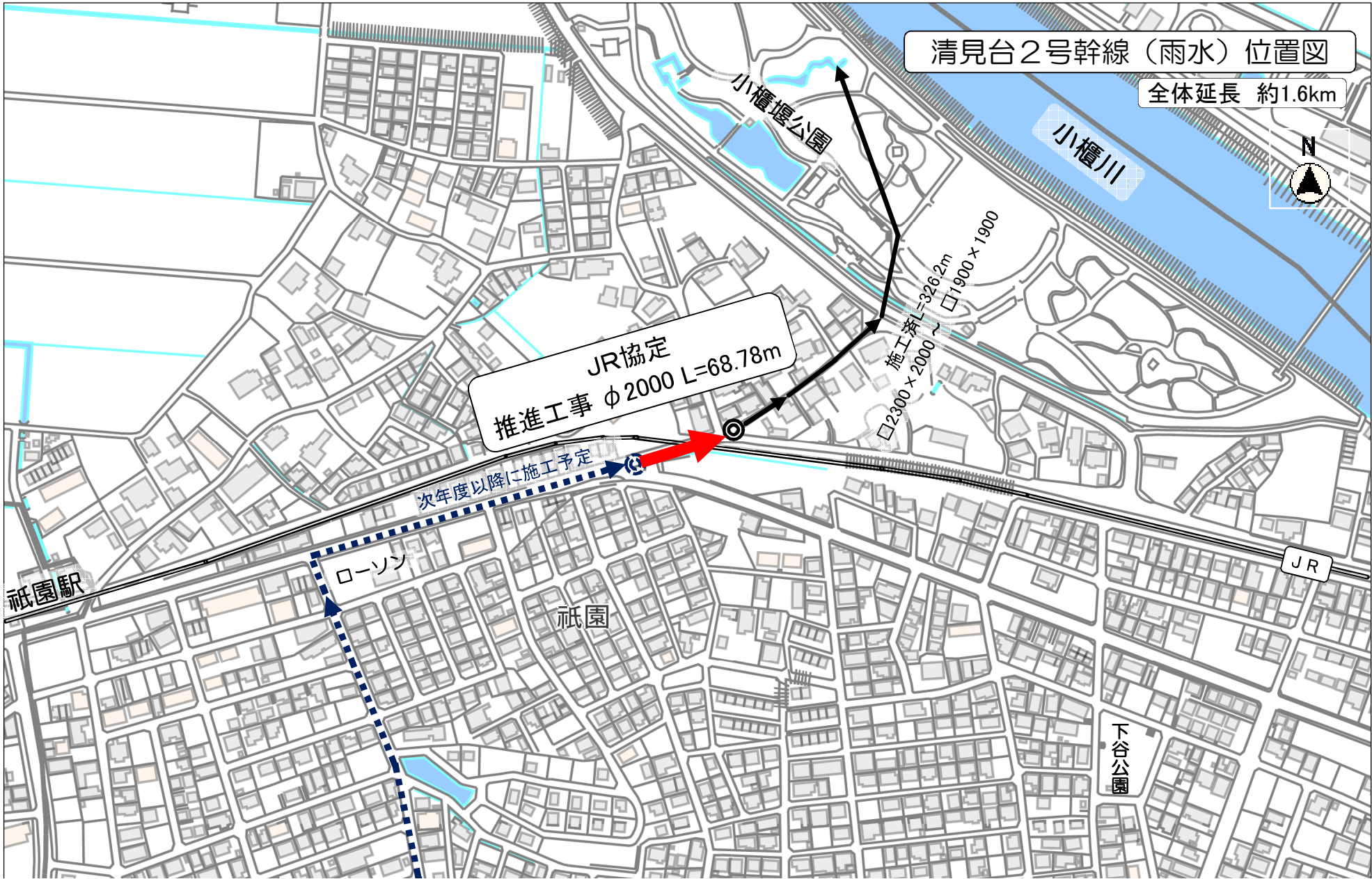
(2) 通級指導教室

学校名		空調機の設置数	備考
1	木更津第一小学校	2	
2	高柳小学校	2	
3	波岡小学校	4	
4	祇園小学校	4	
5	畑沢小学校	2	
合 計		1 4	

(3) 配膳室

学校名		空調機の設置数	備考
1	岩根中学校	1	
2	金田中学校	1	
3	富来田中学校	1	
4	畑沢中学校	1	
5	岩根西中学校	1	
6	波岡中学校	1	
7	清川中学校	1	
合 計		7	

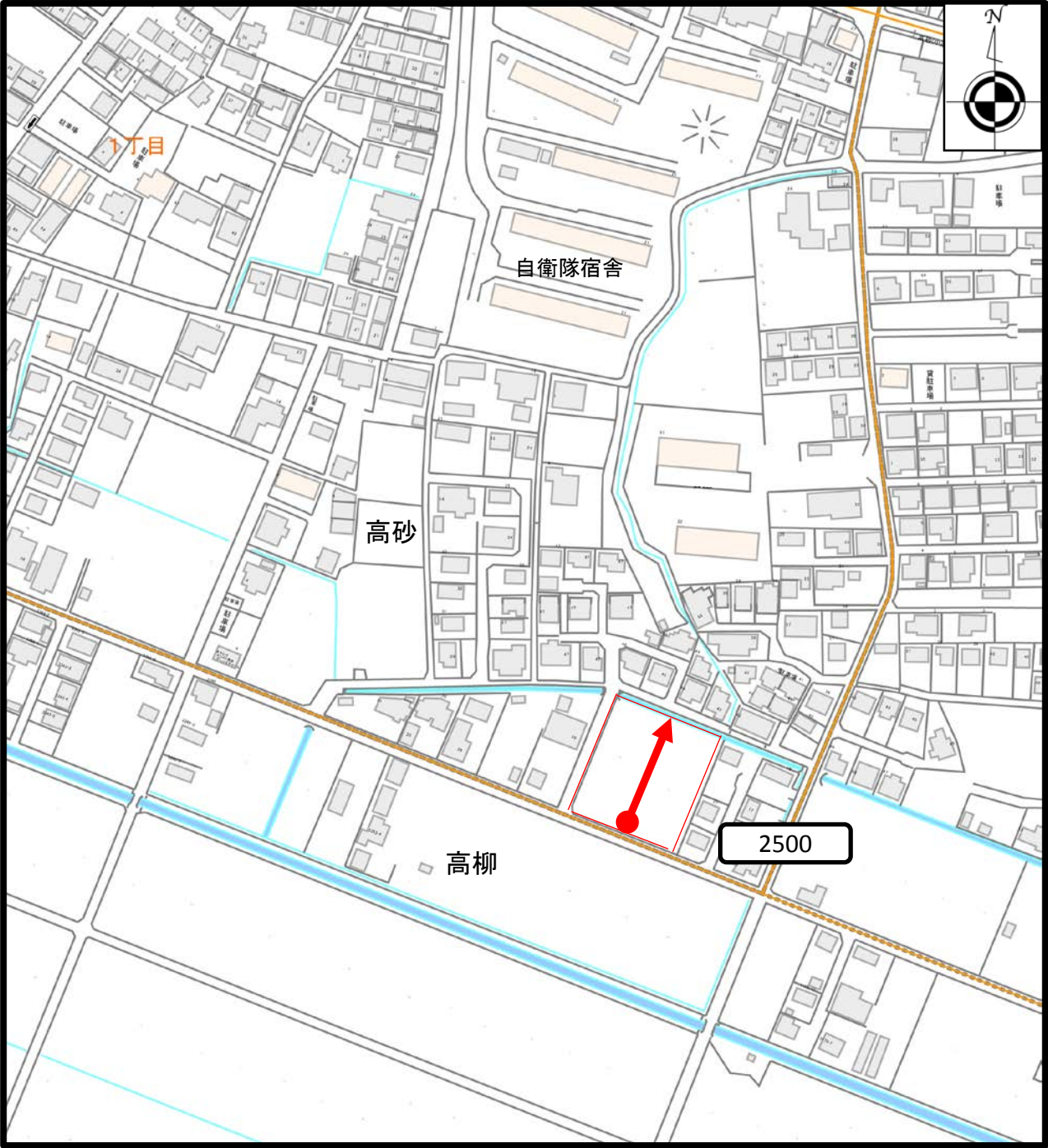
議案第115号 位置図



認定する市道路線の位置図



1. 市道 2 5 0 0 号線

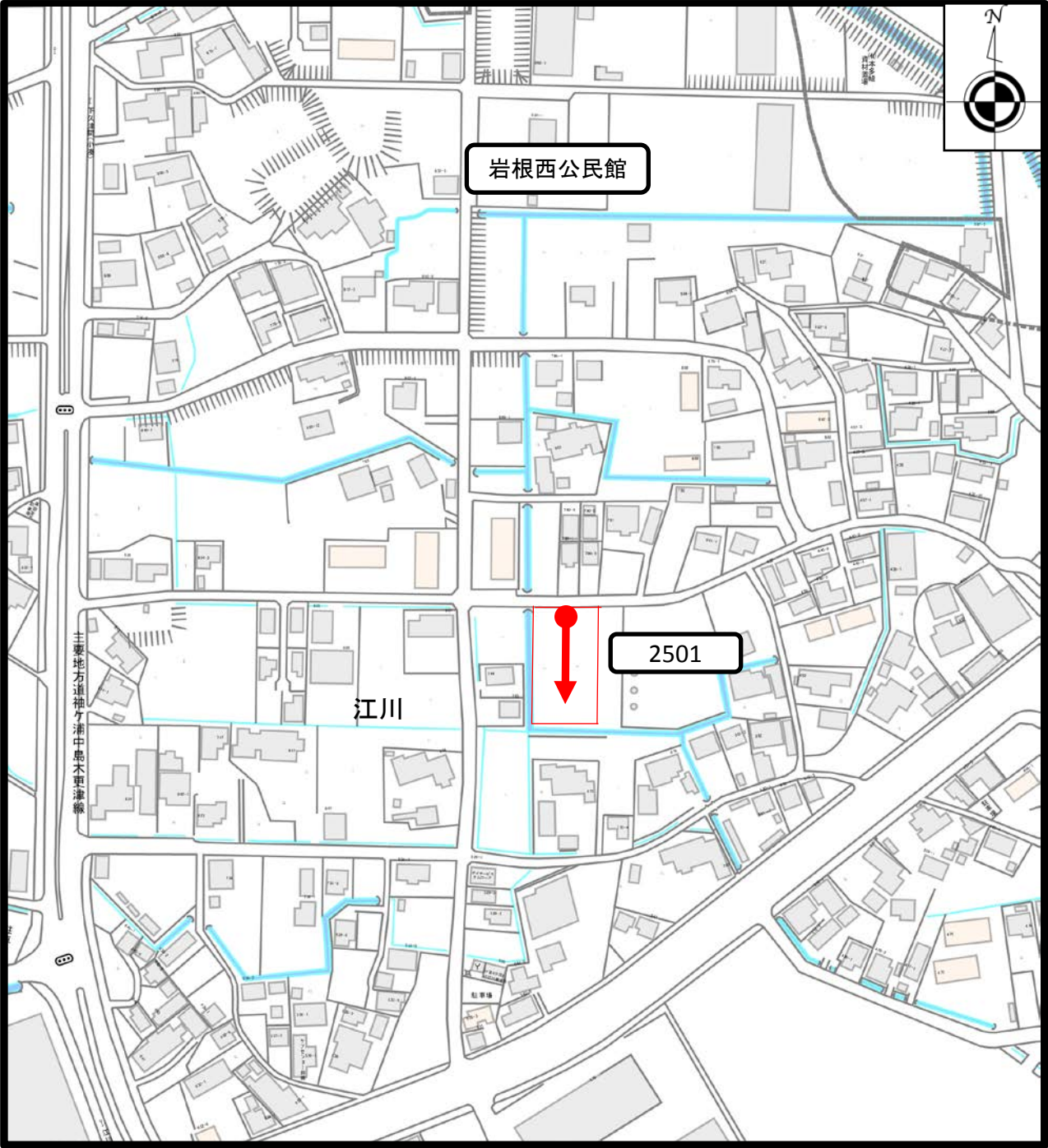


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2500	54.5	6.0	10.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

2. 市道2501号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2501	40.0	5.0	9.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点